

令和7年度  
第2回新宿区国民健康保険運営協議会

**審議事項資料**

【諮問事項1】新宿区国民健康保険料率の改定について

【諮問事項2】低所得者の保険料の減額基準の改定について

【諮問事項3】新宿区国民健康保険料における前納制の導入について

令和8年3月14日

新宿区健康部医療保険年金課

# 【諮問事項 1】 新宿区国民健康保険料率の改定について

## 1. 令和 8 年度保険料率（案）

○「令和 8 年度特別区基準保険料率（令和 8 年 2 月 1 2 日区長会総会決定）」を適用し、新宿区国民健康保険料率を次の改定案のとおりとし、新宿区国民健康保険条例の改正を行う。

区 分		改定案 (令和 8 年度)	現行 (令和 7 年度)	増 減	増減率
医療給付費分	所得割率	7.51/100	7.71/100	▲0.20/100	▲2.59%
	均等割額	47,600円	47,300円	300円	0.63%
	賦課割合	58 : 42	58 : 42	据置	—
	賦課限度額	670,000円	660,000円	10,000円	1.52%
後期高齢者 支援金分	所得割率	2.80/100	2.69/100	0.11/100	4.09%
	均等割額	17,600円	16,800円	800円	4.76%
	賦課割合	58 : 42	58 : 42	据置	—
	賦課限度額	260,000円	260,000円	据置	—
介護納付金分	所得割率	2.43/100	2.25/100	0.18/100	8.00%
	均等割額	17,800円	16,600円	1,200円	7.23%
	賦課割合	58 : 42	58 : 42	据置	—
	賦課限度額	170,000円	170,000円	据置	—
子ども・子育て 支援納付金分	所得割率	0.27/100	—	0.27/100	皆増
	均等割額 ※	1,873円	—	1,873円	皆増
	賦課割合	57 : 43	—	—	—
	賦課限度額	30,000円	—	30,000円	皆増

※ 均等割額（1,800円）と18歳以上均等割額（73円）の合計を記載。

→18歳未満の「均等割額(1,800円)」は全額軽減措置を行い、軽減相当分は18歳以上の被保険者が「18歳以上均等割額(73円)」として負担する。

18歳未満とは「18歳に達する日以後の最初の3月31日を迎えるまでの被保険者（高校生年代までの被保険者）」を指す。

【改正条項】 ・ 保険料率等の改定 → 新宿区国民健康保険条例第15条の 4、 8、 12、 第16条の 4 等  
 ・ 子ども支援金の新設 → 新宿区国民健康保険条例第14条の 2、 3、 第16条の 6～10 等

# 【諮問事項 1】 新宿区国民健康保険料率の改定について

## 2. 令和 8 年度納付金額①～国確定係数に基づく東京都全体の納付金額

○東京都は、国が示した確定係数に基づき、都の国保被保険者数及び医療費の状況等をもとに算定した「事業費納付金額」を次のとおり示している。

### ▶事業費納付金必要総額等（東京都全体）

■令和 7 年度（確定係数）

■令和 8 年度（確定係数）

医療給付費 7,796億円	国・都 公費	前期 高齢者 交付金	納付金 必要額	医療給付費 7,730億円	国・都 公費	前期 高齢者 交付金	納付金 必要額		
後期支援金 1,744億円		3,635 億円	2,217 億円			4,341 億円	3,754 億円	2,223 億円	4,374 億円
介護納付金 653億円							後期支援金 1,774億円		
				介護納付金 680億円					
				子ども納付金 167億円					

事項	R8算定 (確定係数) ※	R7算定 (確定係数)	差	伸び率
被保険者数	239万5千人	245万4千人	▲5万9千人	▲2.4%
給付費総額	7,730億円	7,796億円	▲66億円	▲0.8%
1人当たり給付費等	322,690円	317,639円	5,051円	1.6%
事業費納付金総額 ※	4,374億円 (4,275億円)	4,341億円	34億円 (▲66億円)	0.8% (▲1.5%)
1人当たり 事業費納付金額 ※	210,624円 (206,464円)	203,341円	7,283円 (3,123円)	3.6% (1.5%)

※医療分・後期支援金分・介護分ごとに算出し、合算した金額（R8算定は子ども・子育て支援納付金分を含む）  
事業費納付金総額及び1人当たり事業費納付金額の下のカッコ内には、子ども・子育て支援納付金分を除いた医療分・  
後期支援金分・介護分の金額及び伸び率を記載している。

【令和 7 年度第 3 回東京都国民健康保険運営協議会資料（※一部加工）より】

○都全体の被保険者数は**239万5千人**（前年度**▲2.4%減**）、給付費総額は**7,730億円**（前年度**▲0.8%減**）となった一方、1人当たり給付費等は診療報酬改定等の影響を見込んだため、**322,690円**（前年度**1.6%増**）となった。

○都全体の事業費納付金総額は**4,374億円**（前年度**0.8%増**）、1人当たり事業費納付金額は被保険者数の減少の影響から**210,624円**（前年度**3.6%増**）となった。

### ▶令和 8 年度算定における 1 人当たり事業費納付金額増加（7,283円）の要因分解

#### 【歳出の主な要因】

- 子ども・子育て支援納付金 6,968円（R8年度から新設）
- 保険給付費の増 5,051円（診療報酬改定による）
- 介護納付金の増 4,351円（国の算定による）
- 後期高齢者支援金の増 2,959円（国の算定による）
- 財政安定化基金積立金の減 ▲424円（償還額の減）

#### 【歳入の主な要因】

- 高額医療費負担金(国・都)の減 ▲592円（国の算定による）
- 国庫負担金(32%)の増 5,436円（子ども分新設及び給付費等の増に伴う）
- 前期高齢者交付金の増 2,543円（国の算定による）
- 過年度調整(納付金過多)の増 1,248円（決算剰余金活用による）
- 都道府県繰入金(9%)の増 1,172円（子ども分新設及び給付費等の増に伴う）
- 国・普通調整交付金の増 521円（国の算定による）

# 【諮問事項 1】 新宿区国民健康保険料率の改定について

## 3. 令和 8 年度納付金額②～東京都全体の納付金額の区分別増減要因

○東京都全体の事業費納付金額・1人当たり納付金額について、区分別の前年度からの主な増減要因は以下のとおりとなっている。

### ▶事業費納付金 区分別の主な増減要因分析（東京都全体）

区分		R8算定 (確定係数)	R7算定 (確定係数)	差	伸び率	主な増減要因
医療給付費分	事業費 納付金総額	2,827億円	2,927億円	▲ 100億円	▲ 3.4%	<b>①過年度決算剰余金の投入に伴う歳入の増による減</b> ▲26.1億円 ▲16.74% (156.1億円→182.3億円) …東京都における令和6年度決算剰余金は約200億円となっており、財政安定化基金に積み立てることとした約18億円を除いた約182億円を令和8年度納付金減算のために活用した。  <b>②1人当たり推計保険給付費の増</b> +5,051円 +1.6% (317,639円→322,690円) …診療報酬改定等の影響を見込んだため増となった。  →①の減要因と②の増要因等を加味した算定の結果、1人当たり納付金額は▲1.0%となった。
	1人当たり 納付金額	118,031円	119,256円	▲ 1,225円	▲ 1.0%	
後期高齢者 支援金分	事業費 納付金総額	1,059億円	1,042億円	17億円	1.6%	<b>高齢化等による医療費の増加に伴う後期高齢者支援金の増</b> +29.1億円 +1.67% (1744.4億円→1773.5億円) …国保の被保険者数が減となっていることから、1人当たり納付金額の伸び率がさらに大きくなっている。
	1人当たり 納付金額	44,202円	42,436円	1,766円	4.2%	
介護納付金分	事業費 納付金総額	388億円	372億円	16億円	4.3%	<b>介護給付費の増加等に伴う介護納付金の増</b> +26.6億円 4.07% (653.3億円→679.9億円) …介護保険第2号被保険者（40歳以上65歳未満）の被保険者数が減となっていることから、1人当たり納付金額の伸び率がさらに大きくなっている。
	1人当たり 納付金額	44,231円	41,649円	2,582円	6.2%	
子ども・子育て 支援納付金分	事業費 納付金総額	100億円	—	100億円	皆増	<b>子ども・子育て支援金制度開始に伴う支援納付金の皆増</b> +166.9億円
	1人当たり 納付金額	4,160円	—	4,160円	皆増	

# 【諮問事項 1】 新宿区国民健康保険料率の改定について

## 4. 令和 8 年度納付金額③～確定係数に基づく特別区の納付金額

○東京都は、特別区の国保被保険者数や医療費の状況等を基に算定した「事業費納付金額」を次のとおり示している。

### ▶事業費納付金必要総額等（特別区）

事項		R8算定（確定係数）	R7算定（確定係数）	差	伸び率
特別区の被保険者数		166万2千人	169万9千人	▲3万7千人	▲2.2%
	うち介護第2号被保険者	60万9千人	62万1千人	▲1万2千人	▲2.0%
特別区 の 事業費納付金 総額		3,095億円	3,076億円	19億円	0.6%
	医療給付費分	2,005億円	2,079億円	▲74億円	▲3.6%
	後期高齢者支援金分	746億円	733億円	13億円	1.8%
	介護納付金分	274億円	263億円	11億円	4.0%
	子ども・子育て支援納付金分	70億円	0円	70億円	皆増
特別区 の 1人当たり 納付金額		214,706円	207,957円	6,749円	3.2%
	医療給付費分	120,585円	122,372円	▲1,787円	▲1.5%
	後期高齢者支援金分	44,877円	43,154円	1,723円	4.0%
	介護納付金分	45,018円	42,431円	2,587円	6.1%
	子ども・子育て支援納付金分	4,226円	0円	4,226円	皆増

○被保険者数（全体）は、社会保険の適用拡大等の影響で、**166万2千人**（前年度**▲2.2%減**）、介護第2号被保険者（40歳以上65歳未満）は**60万9千人**（前年度**▲2.0%減**）となった。

○事業費納付金総額については、医療給付費分は**2,005億円**（前年度**▲3.6%減**）、後期高齢者支援金分は**746億円**（前年度**1.8%増**）、介護納付金分は**274億円**（前年度**4.0%増**）、子ども・子育て支援納付金分は**70億円**（前年度**皆増**）となった。

※特別区の増減の傾向については、東京都全体と同様の動きとなっている。

# 【諮問事項 1】 新宿区国民健康保険料率の改定について

## 5. 特別区への対応方針及び特別区長会での協議

- 特別区では、以下の考え方等に基づき、特別区統一保険料方式を採用して国民健康保険事業を運営している。
  - ・23区間の所得水準の格差は極めて大きく、各区の自助努力によって負担の格差を解消できる規模ではないこと
  - ・国保事業は、高齢者、低所得者、無職者の受け皿としての役割を果たしている一方、増加傾向にある医療費を負担していかなくてはならず、市町村国保の枠組みの中で解決しえない構造的問題を抱えていることから、都道府県レベル、少なくとも23区レベルといった広域的な運営が求められる事業であること
- 「特別区基準保険料率」は、毎年、特別区長会が決定しており、令和8年度特別区基準保険料率は、令和8年2月12日の区長会総会で決定された。

### ▶ 国保制度改革に伴う特別区への対応方針（平成29年11月14日区長会総会）

#### ○ 都内保険料水準の統一

将来的な方向性に沿って段階的に移行すべく23区統一で対応する。ただし、この水準を参考に各区独自に対応することも可。

#### ○ 医療費の適正化

医師会・薬剤師会等の関係機関に対し、糖尿病重症化予防に関する協力やジェネリック医薬品の利用促進等への働きかけを広域的に行い、医療費適正化を図る。

#### ○ 収納率の向上

各区にて、保険料の現年分・過年度分を合わせた収納率の向上を図る。

#### ○ 法定外繰入の解消又は縮減

国の激変緩和期間である6年間を目途に、段階的・計画的に、特別区独自の激変緩和を段階的に縮小しながら、法定外繰入の削減・解消を目指す。

### ▶ 令和8年度における特別区独自の負担抑制策の検討

#### ○ 「収納率による割戻しの未実施」の継続

特別区の収納率は都内市町村と比べると低く、保険料算定時に未納の発生を考慮して収納率による割り戻しを行った場合、保険料の大幅な増加につながる。そのため、収納率による割り戻しを行わない（収納率を100%として見込む）ことにより、負担抑制を行っている。なお、実際の収納率は100%ではないため、最終的に発生した未納分は、一般財源からの法定外繰入により補填することとなる。

※令和6年度決算に基づく標準的な収納率（医療分） 特別区：89.85%、都内市町村：95.33%

# 【諮問事項 1】 新宿区国民健康保険料率の改定について

## 6. 新宿区の被保険者への影響①～1人当たり保険料

○「特別区基準保険料率」を適用した新宿区の1人当たり保険料は、以下のとおりとなる。

区分	令和8年度(案)		令和7年度		差額	伸び率
	被保険者数	1人当たり保険料 ※1	被保険者数	1人当たり保険料 ※1		
医療給付費分	87,047人	101,635円	87,804人	101,195円	440円	0.43%
後期高齢者支援金分	87,047人	37,968円	87,804人	36,198円	1,770円	4.89%
介護納付金分	25,746人	42,465円	26,200人	39,187円	3,278円	8.37%
子ども・子育て支援納付金分 ※2	82,545人	4,012円	—	—	4,012円	—
被保険者全体	87,047人	155,967円	87,804人	149,086円	6,881円	4.62%
40歳未満及び65歳以上 ※令和8年度は18歳未満除く (医療+後期+子ども)	56,799人	143,615円	61,604人	137,393円	6,222円	4.53%
40歳以上65歳未満 【介護2号被保険者】 (医療+後期+介護+子ども)	25,746人	186,080円	26,200人	176,580円	9,500円	5.38%

※1 低所得者の均等割保険料減額や未就学児の均等割保険料減額などの法定軽減を行う前の保険料額となっている。

※2 子ども・子育て支援納付金分については、18歳未満の均等割額は全額軽減措置を行うことから、被保険者数は18歳以上の人数として、1人当たり保険料額を算出している。

○令和8年度の新宿区における1人当たり保険料(案)は、被保険者全体が**15万5,967円**(前年度**4.62%増**)、介護2号被保険者(40歳以上65歳未満)を除くと**14万3,615円**(前年度**4.53%増**)、介護保険第2号被保険者は**18万6,080円**(前年度**5.38%増**)となっている。

# 【諮問事項 1】 新宿区国民健康保険料率の改定について

## 7. 新宿区の被保険者への影響②～保険料軽減策の効果

○5頁の特別区独自の負担抑制策（収納率による割戻しの未実施）の有無による新宿区の1人当たり保険料の削減効果は、以下のとおりとなる。

区分		令和8年度(案) 【負担抑制あり】	令和8年度 【負担抑制なし】※1	削減額	削減率
医療給付費分	所得割率	7.51/100	8.08/100	▲0.57/100	▲7.05%
	均等割額	47,600円	50,200円	▲2,600円	▲5.18%
	1人当たり保険料	101,635円	108,336円	▲6,701円	▲6.19%
後期高齢者支援金分	所得割率	2.80/100	3.02/100	▲0.22/100	▲7.28%
	均等割額	17,600円	18,700円	▲1,100円	▲5.88%
	1人当たり保険料	37,968円	40,668円	▲2,700円	▲6.64%
介護納付金分	所得割率	2.43/100	2.59/100	▲0.16/100	▲6.18%
	均等割額	17,800円	18,800円	▲1,000円	▲5.32%
	1人当たり保険料	42,465円	45,089円	▲2,624円	▲5.82%
子ども・子育て支援納付金分	所得割率	0.27/100	0.31/100	▲0.04/100	▲12.90%
	均等割額 ※2	1,873円	2,087円	▲214円	▲10.25%
	1人当たり保険料	4,012円	4,543円	▲531円	▲11.69%
被保険者全体	1人当たり保険料	155,967円	166,648円	▲10,681円	▲6.41%
40歳未満及び65歳以上 ※18歳未満除く (医療+後期+子ども)	1人当たり保険料	143,615円	153,547円	▲9,932円	▲6.47%
40歳以上65歳未満【介護2号被保険者】 (医療+後期+介護+子ども)	1人当たり保険料	186,080円	198,636円	▲12,556円	▲6.32%

※1 「負担抑制なし」は、特別区独自の負担抑制（収納率による割戻しの未実施）をしない場合の保険料率等。

※2 均等割額（1,800円）と18歳以上均等割額（73円）の合計を記載。

→18歳未満の「均等割額(1,800円)」は全額軽減措置を行い、軽減相当分は18歳以上の被保険者が「18歳以上均等割額(73円)」として負担する。

○収納率による割戻しを行わないことにより、1人当たり保険料（被保険者全体）に対して、**▲10,681円（▲6.41%）の負担抑制効果**がみられる。

○ただし、負担抑制を実施したことにより、足りない歳入は**法定外繰入による補填**で賄うこととなる。

○区の法定外繰入への影響額は概算で**約9.3億円**（1人当たり削減額▲10,681円×新宿区被保険者数87,047人）となる。

## 【諮問事項 1】 新宿区国民健康保険料率の改定について

### 8. 新宿区の被保険者への影響③ ～世帯構成別の試算

○子ども・子育て支援納付金分の新たな徴収開始に伴い、**世帯構成・所得階層にかかわらず全世帯において、平均保険料は増加**となる。

○構成比で59.9%を占める総所得金額43万円以下の世帯(均等割保険料のみ・7割減額適用)の平均保険料は、**年額1,025円の増**（前年度**4.7%増**）となる。

○構成比で28.6%を占める総所得金額100万円超～800万円以下の世帯については、医療給付費分の所得割率が減少したことにより増加率は他と比べて低い。最も増加率が高い総所得金額100万円超～200万円以下の世帯（構成比12.6%）では、平均保険料は**年額5,380円の増**（前年度**2.7%増**）、最も増加率が低い総所得金額700万円超～800万円以下の世帯（構成比0.6%）では、平均保険料は**年額18,128円の増**（前年度**2.0%増**）となる。

○構成比で3.1%を占める総所得金額800万円超～の世帯については、医療給付費分の賦課限度額が1万円上がったことにより100万円超～800万円以下の世帯と比べると増加率が高い。最も増加率が高い1,000万円超の世帯(構成比2.3%)では、平均保険料は**年額38,541円の増**（前年度**3.8%増**）となる。

参考資料1「保険料の試算（全世帯）」（1頁）参照

○全世帯の約42.17%（31,047／73,631世帯）を占める、40歳未満及び65歳以上（※18歳未満除く）の非課税1人世帯(均等割保険料のみ・7割減額適用)の平均保険料は、**年額20,121円（約1,677円／月）、対前年度891円の増（4.6%増）**となる。

参考資料1「保険料の試算（Case001）」（4頁）参照

## 【諮問事項 2】 低所得者の保険料の減額基準の改定について

### 1. 低所得者の保険料の減額基準の改定

- 「令和 8 年度税制改正の大綱（令和 7 年12月26日閣議決定）」において、国民健康保険税の軽減措置について、5 割減額及び 2 割減額の対象世帯に係る減額基準を改正することとされた。
- また、国民健康保険料についても同様の措置を講ずることとされ、「国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令（令和 8 年政令第 2 号）」が公布され、減額基準が改正される。
- これに伴い、新宿区国民健康保険条例に規定する減額基準を改める。

#### ▶減額基準

前年の総所得金額等が、次の式で求められる減額基準を下回る場合に、均等割保険料が減額される。

$$43 \text{ 万円} + (\text{給与または年金所得者の合計数} - 1) \times 10 \text{ 万円} \\ + \text{Aの金額} \times (\text{世帯の被保険者と特定同一世帯所属者の人数})$$

	改正後（令和 8 年度）	改正前（令和 7 年度）
5 割減額判定における <b>Aの金額</b>	<b>31.0 万円</b>	30.5 万円
2 割減額判定における <b>Aの金額</b>	<b>57.0 万円</b>	56.0 万円

【改正条項】 新宿区国民健康保険条例第 19 条の 2

# 【諮問事項 3】 新宿区国民健康保険料における前納制の導入について

## 1. 前納制の導入について

- 「国民の安心と安全のための外国人政策（第一次提言）（令和7年6月5日自由民主党政務調査会特命委員会）」において、日本に入国し新たに国民健康保険に加入する者については、国保加入に際して保険料を前納する仕組みなど保険料を確実に納付いただくための方策を引き続き検討するといった言及がなされるとともに、「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2025（令和7年6月13日閣議決定）」において、外国人の税・社会保険料の未納付防止が内容として盛り込まれた。
- これに伴い、令和7年10月に厚生労働省から、世帯主が賦課年度の1月1日時点において日本国内で住民登録がされていない世帯（日本人含む）の国民健康保険料については、最初の納期に一括で納付する仕組み（前納制）を希望する自治体が導入できるよう、条例参考例及び留意点等が示された。
- そこで新宿区においても、保険料収入率のさらなる向上に向けて、令和8年度から前納制を導入するため、新宿区国民健康保険条例を改正する。

### ▶ 現状と課題

- 区における保険料収入率順位は、平成28年度から23区中23位が続いており、未納が多い状況が大きな課題となっている。
- また、転出入等の資格の異動が激しく、保険料が未納のまま転出・帰国となると、徴収が極めて困難となっている。

### ▶ 導入によるメリット

- 区** → 保険料収入率の向上（滞納状態となる前に、保険料の確実かつ早期の納付に結び付けることができる）。
- 被保険者** → 期別の複数回の納付に比べて、保険料の払い忘れを防ぎやすくなる。  
※ 翌年度以降の保険料については、納付忘れを防止するため、口座振替の勧奨等をあわせて行う。

【改正条項】 新宿区国民健康保険条例第18条の3

# 【諮問事項 3】 新宿区国民健康保険料における前納制の導入について

## 2. 前納制の対象者等について

### ▶対象者

**賦課年度の1月1日時点において日本国内で住民登録がされていない者**

※ 外国人に限らず、帰国した日本人についても対象とする。

※ 世帯主が上記対象者に該当するかで判断を行うため、前納の対象でない世帯主の世帯に属する被保険者が、1月1日時点において日本国内で住民登録がされていない者である場合は対象外とする。

(例)

- ・ 令和8年5月1日に入国した者 → 令和8年1月1日時点で日本国内に住民登録がないため、令和8年度保険料の前納対象
- ・ 令和9年2月1日に入国した者 → 令和8年1月1日時点で日本国内に住民登録がないため、令和8年度保険料の前納対象となり、令和9年1月1日時点での住民登録もないため令和9年度保険料も前納対象となる

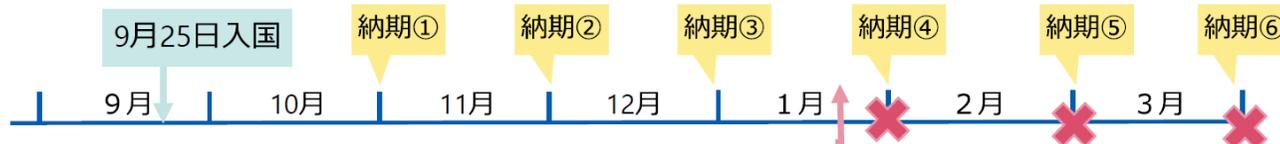
### ▶運用のイメージ

保険料は前年の日本国内での所得に応じて賦課されるため、前納制の対象者（入国初年度の者）については均等割額のみが賦課され、さらに7割軽減が適用される。

(例) 均等割額67,073円（医療分47,600円＋後期支援分17,600円＋子ども支援分1,873円）の場合、7割軽減適用後の均等割額は約20,000円／年となり、10期で割ると約2,000円／月となる

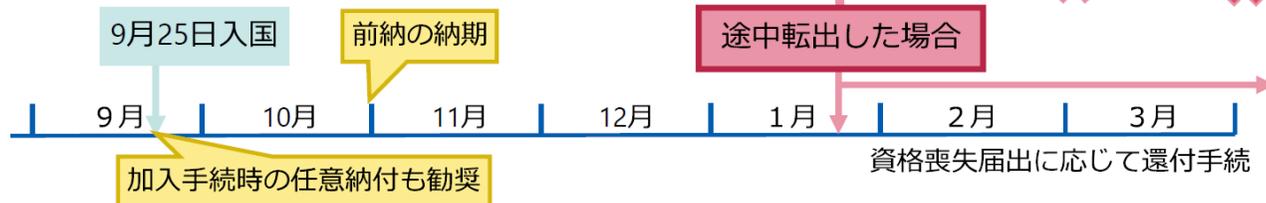
#### 通常の納期限

→9月25日入国の場合、7か月分保険料で約2,000円／月を毎月納付



#### 前納制

→9月25日入国の場合、7か月分保険料の約14,000円／年を一括前納



加入手続き時の任意納付も勧奨